

4-8 違反食品届出の状況（令和6年度）

食品名	不良区分	第 6 条			第 13 条			食品表示	その他	製 造 所	
		腐敗 変敗	異 物	そ の 他	成 分 規 格	添 加 物	そ の 他			県 内	県 外
総 計			3	1						3	1
魚介類											
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品										
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品										
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品										
	生食用冷凍食品										
魚介類加工品（かん詰、びん詰を除く）											
肉卵類及びその加工品（〃）											
乳											
乳製品			1							1	
乳類加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む）											
アイスクリーム類・氷菓											
穀類及びその加工品（かん詰、びん詰を除く）											
野菜類、果物類及びその加工品（〃）											
菓子類			1	1						1	1
清涼飲料水			1							1	
酒精飲料											
氷雪											
水											
かん詰・びん詰食品											
その他の食品											
添加物	化学的合成品及びその製剤										
	その他の添加物										
器具及び容器包装											
おもちゃ											
洗浄剤											

※違反疑い食品として届出があり、調査を行った数を計上